

つながれ、未来へ。

出展のご案内

第2回 チェーン店・飲食・サービス業向け

人手不足対策展 2027

2027. 3. 3(水) - 5(金) 東京ビッグサイト 西展示棟

10:00~17:00 (最終日のみ16:30まで) <https://messe.nikkei.co.jp/hr/>

【主催】日本経済新聞社

申込締切日

2026年

10月9日(金)

早期申込締切

8月31日(月)

開催にあたって

日本経済新聞社は、日経メッセ内において、チェーン店・飲食・サービス業向け「人手不足対策展」を開催します。人口減少や少子高齢化の進展により、あらゆる業界で人手不足が今後さらに深刻な状況となる見込みです。本展では、①人材確保・人手不足の課題解決を支援するシステムや製品・サービス、②業務改善や店舗運営の効率化、生産性向上に貢献するソリューション・製品などを一堂に集め、来場者へ提案します。

来場対象者は、西展示棟で開催する「フランチャイズ・ショー」の飲食・サービス業の方をはじめ、日経メッセ同時開催展に來場する商業施設、建築・施工、宿泊・公共施設などの関係者です。新規顧客の開拓や商談機会の創出の場として多くの企業・団体の出展をお待ちしております。

開催概要

- 名称** チェーン店・飲食・サービス業向け 人手不足対策展(第2回)
- 会期** 2027年3月3日(水)～5日(金) 10:00～17:00(最終日のみ16:30まで)
- 会場** 東京国際展示場「東京ビッグサイト」西展示棟(東京都江東区有明3-11-1)
- 主催** 日本経済新聞社
- 協力** テレビ東京、日経BP(順不同)
(申請予定)
- 入場料** 無料(事前登録制)
- 展示規模** 約30社・団体/約50小間(見込み)
※西展示棟同時開催展との合計：約300社・540小間(見込み)
- 西展示棟同時開催展** フランチャイズ・ショー 2027、インバウンドビジネス展 2027
- 来場見込** 30,000人(西展示棟同時開催展含む)
- ウェブサイト** <https://messe.nikkei.co.jp/hr/>
- 申込締切** 2026年10月9日(金)

展示規模

約30社・団体
約50小間(見込み)



来場見込み

30,000人
(同時開催展含む)



展示会の特徴

① チェーン店・飲食・サービス業に特化した専門店

人手不足・採用難・業務効率化を課題とする経営者・担当者が集中来場。適格なターゲットへのアプローチが可能です。

② 日経メッセ同時開催展との相乗効果

フランチャイズ・ショーほか複数の専門展と同時開催。西展示棟全体で30,000人の来場を見込む大規模イベントです。

③ 商談・展示・セミナーが一体となった場

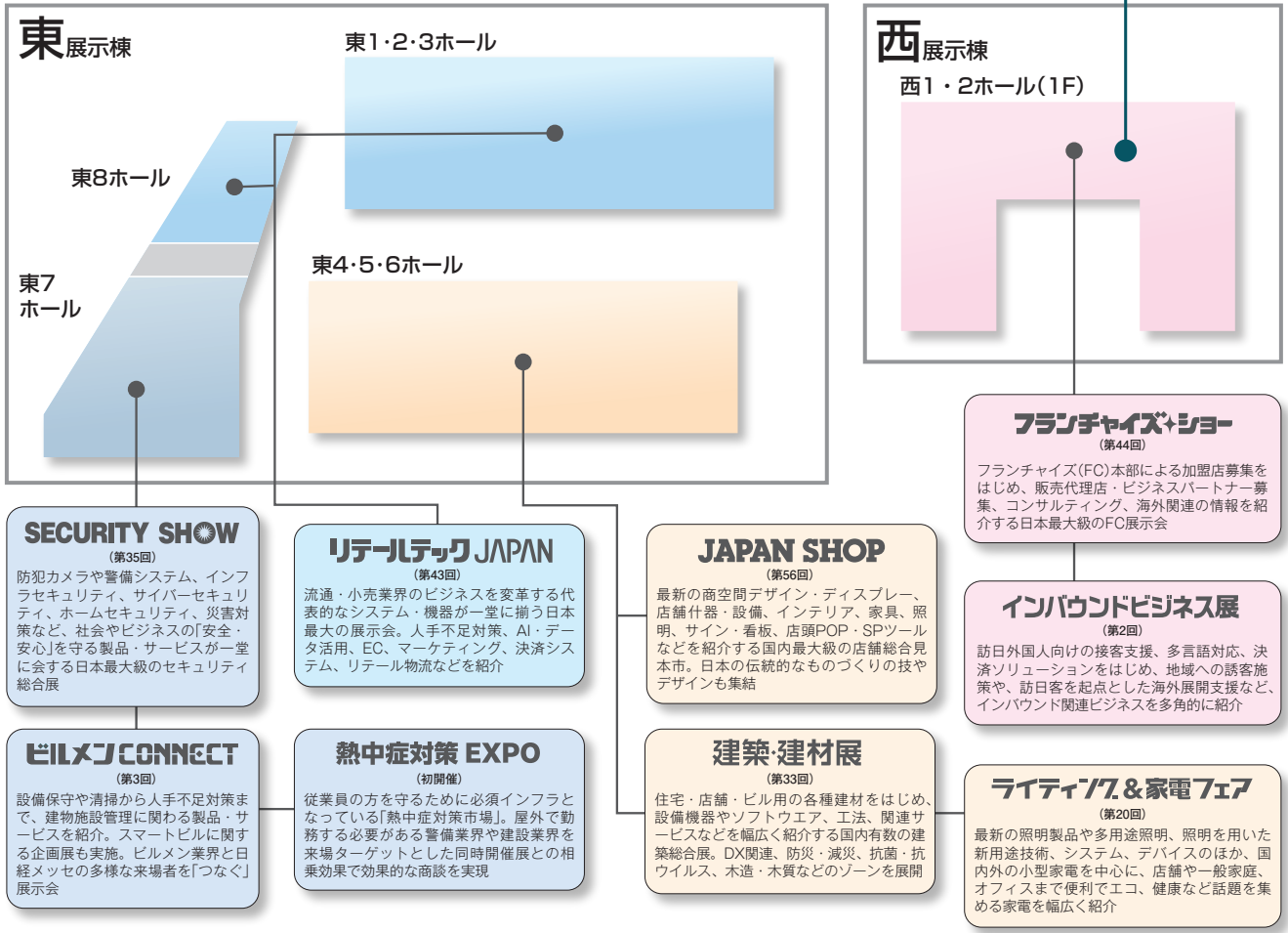
ワークショップ(セミナー枠)のお申込みも可能。製品・サービスのデモや来場者との深い商談機会を創出します。

日経メッセ同時開催展

第2回 チェーン店・飲食・サービス業向け

人手不足対策展

人手不足に対応する、AIを活用した接客・顧客対応、業務効率化、採用支援ツールのほか、店舗運営省力化システムや、売り上げ向上、マーケティング支援などのソリューションを紹介



※会場全体図は予定です。各展示会の配置は、出展申し込み状況により変更になる場合があります。



対象来場者

フランチャイズ・ショー 対象来場者

- 飲食・サービスのフランチャイズ(FC)加盟店本部
- 複数業態や多店舗経営をするビジネスオーナー
- FCチェーンへ加盟検討をしている法人
- 事業拡大・多角化、新規参入をめざす企業経営者
- 新規ビジネスの立ち上げ・起業検討者
- 業態転換・転業を検討する商店・飲食業経営者
- FC業界内の経営・ビジネス支援コンサルタント

日経メッセ同時開催展 対象来場者

- 建築・住宅関連業界の経営層・人事担当者
- 建築・施工管理のDX、外国人材の活用採用担当者
- 流通・小売業の店舗運営責任者・本部DX担当者
- 店舗の省人化・業務効率化システム担当者
- ビル所有者、警備・防犯業の経営層・人事責任者
- 商業施設や飲食店などの運営者・企画担当者
- 地域の公共施設運営者や商工会議所担当者

出展対象分野

1

人材確保・採用支援

- 採用支援(中途・転職・WEB・SNS活用含む)、人材マッチング
- 専門職・外国籍人材・高齢者・障がい者雇用支援
- 各種スポットワーク、人材派遣(サービス・飲食業向け)

2

人材育成・働き方改革・店舗環境改善

- 社員教育、eラーニング、オンライン研修プラットフォーム
- 従業員評価制度システム、メンタルケア・健康管理システム
- 勤怠管理、多様な働き方の支援、職場・店舗環境の最適化

3

業務改善・自動化ツール

- RPA(定型業務の自動化)、AI業務・接客ソリューション
- 動画マニュアル作成支援、シフト管理アプリ、クラウドサービス
- アウトソーシング(バックオフィス・コールセンター)

4

店舗DX・運営効率化

- サービスロボット、セルフレジ・券売機、デジタルオーダーシステム
- モバイル決済、オンライン予約、顧客管理システム(CRM)
- IoTデバイス(RFIDタグ・設備管理)、AIカメラ・不正検出

5

マーケティング支援・出店サポート

- 商業施設・店舗物件情報、店舗設計・施工支援
- 商圏調査、集客支援、看板制作・サイネージ
- 販促物の印刷・広告・発注代行、店舗向け通信設備

出展料金・小間仕様など

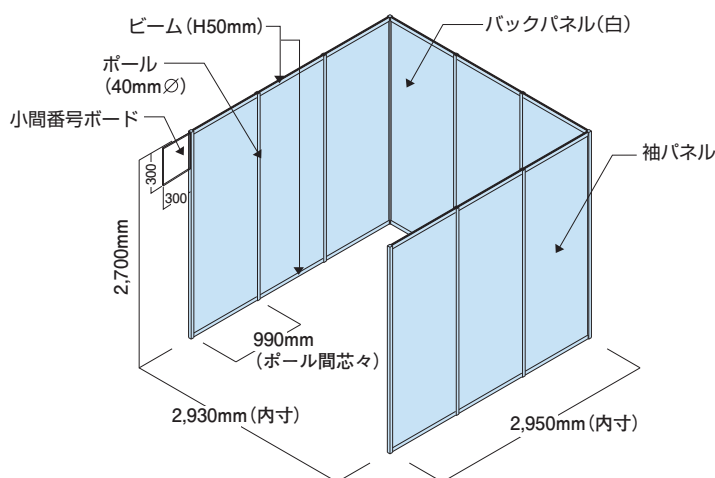
出展料金 1小間：9㎡=幅3m×奥行3m

1小間あたりの出展小間料(税込み)

| 出展小間数 | 早期申し込み価格※ | 通常価格 |
|-------|-----------|----------|
| 1小間 | 495,000円 | 528,000円 |
| 2小間以上 | 440,000円 | 473,000円 |

※2026年8月31日(月)までに出展申し込み手続きを完了した場合に、早期申し込みの価格を適用させていただきます。

基礎小間仕様



- 基礎小間には社名板、パラペット、カーペット、テーブル・椅子、照明器具はつきません。
- 通路に面する小間位置の場合は側面パネルもつきません。
- 装飾の高さ制限：3小間までは一律2.7m。4小間以上は隣接・後壁・通路1m以内は2.7m、それ以外は4mまで。
- 電気工事費：1kWあたり15,400円(税込み)。
- 追加のパッケージブース・レンタル備品の詳細は出展者説明会で発表。

共同出展

複数企業による共同出展は、1社につき1小間以上でお申し込みください(例=2小間で出展の場合、3社以上での共同出展は不可)。展示会当日の会場案内板や会場MAPに共同出展会社名を表示可能です。

出展者ワークショップ(先着順)

110,000円(税込み) 1枠=40分間 展示会場内セミナー会場 ※実施の場合、出展申込時に希望する時間枠をご選択ください。原則として1社1枠とします。

| 時間帯 | 3月3日(水) | 3月4日(木) | 3月5日(金) |
|-------------|---------|---------|---------|
| 11:00~11:40 | A-1 | B-1 | C-1 |
| 12:00~12:40 | A-2 | B-2 | C-2 |
| 13:00~13:40 | A-3 | B-3 | C-3 |
| 14:00~14:40 | A-4 | B-4 | C-4 |
| 15:00~15:40 | A-5 | B-5 | C-5 |

来場者証QRコード読み取りサービス(オプション) ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

165,000円(税込み・予定) ※申し込み開始は出展者説明会以降

別途：データ料金(51件目以降)55円/件(税込み)。

取得データ：お名前、会社名、部署名、役職名、住所、電話番号、メールアドレス、アンケート項目(業種・所属・役職・企業規模)

出展申し込み方法

<https://messe.nikkei.co.jp/hr/>

出展申し込みはウェブサイトからお手続きください。

STEP 1



ウェブサイト内の出展申し込みページにアクセスし、「出展規約」に同意のうえ、案内に従って出展内容を入力してください。
※広告代理店を通してのお申し込みは、主催者が認めた広告代理店に限らせていただきます(ご不明の場合は主催者にお問い合わせください)。

STEP 2



出展内容を主催者が確認した後、出展担当者様宛に電子メールでご連絡します。このときに出品者IDをお知らせします。電子メールの案内に従って「出品者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された出展申込書PDFをプリントアウトしてください。
※出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、申し込み受付を保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

STEP 3



申し込み締切日：2026年10月9日(金) ※早期申し込み割引は8月31日(月)まで

※予定小間数に達した場合は、締切日以前に申し込みを締め切り、またはキャンセル待ちにさせていただきます。

プリントアウトした出展申込書PDFに、代表者印(または社印)を押印のうえ、以下の方法でご提出ください。

- ① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出品者マイページからアップロードする。
- ② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者まで郵送する。

※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取り手元に保管してください。

STEP 4



主催者から出展申込書を受理した旨を電子メール(出展申し込み受理メール)でお知らせします。
このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を電子メールでお送りします。
なお、広告代理店経由で申し込みの場合は広告代理店よりご請求します。

STEP 5



出展小間料の振り込み 入金締切日：11月20日(金)

振込手数料は出品者様にてご負担ください。期日までに出品者または広告代理店からの入金を確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

出展者の都合によるキャンセルについて

出展者の事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者は主催者が認める方法で主催者に書面で届け出たうえ、キャンセル料として主催者に請求金額の全額を支払わなければなりません。

| 期日 | 金額 |
|-----------------------------|---------------|
| 主催者が出展申込受理メールを送信した日から会期終了まで | 請求金額の100%(全額) |

不可抗力による開催中止等の場合の出展料金について

感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止や会期短縮を主催者が判断した場合、右記のとおり出展料金を返金します(広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します)。出展者の都合による出展キャンセルは、通常のキャンセル料がかかります。詳細は、出展規約を参照ください。

| | |
|---------------------------|-----------|
| 2026年12月31日(木)まで | 出展料金の100% |
| 2027年1月1日(金)～31日(日) | 出展料金の80% |
| 2月1日(月)～28日(日) | 出展料金の70% |
| 3月1日(月)～2日(火)(搬入・設営期間) | 出展料金の50% |
| 3月3日(水)～5日(金)(会期中・搬出撤去期間) | 出展料金の0% |

開催までのスケジュール・出展者説明会(オンライン)

| | |
|---|---|
| 2026年8月31日(月) | 早期申し込み締切 |
| 10月9日(金) | 出展申し込み締切 |
| ※予定小間数に達した場合は、締切日以前に申し込みを締め切り、またはキャンセル待ちにさせていただきます。 | |
| 11月20日(金) | 出展料金入金締切 |
| 11月27日(金) | 出展者説明会・小間位置抽選会 |
| 12月中旬～2027年2月上旬 | 各種申請・申し込み締切 |
| 2027年1月中旬 | ウェブサイト公開・来場事前登録開始 |
| 1月下旬以降 | 来場プロモーション本格化 (日本経済新聞・パンフレット・メールマガジン・SNS、報道・業界紙向け取材誘致など) 招待状セットなどを出品者へ送付 |
| 3月1日(月)～2日(火) | 搬入 |
| 3月3日(水)～5日(金) | 会期(5日(金)は即日撤去～22時まで(※)) |

*規定作業時間内に搬出撤去を完了しない出品者には、展示ホール使用料など使用時間延長によって発生した経費の全額をご負担いただく場合がありますので、必ず規定作業時間内に搬出作業を終了してください。

出展者説明会・小間位置抽選会

出展者説明会、小間位置抽選会は、**オンラインにて2部構成で実施**します。

※ご担当者もしくは代理の方が必ずご出席ください。

なお、説明会の詳細、参加用URL等は11月中旬頃にご担当者宛に電子メールでご案内を送付します。

●出展者説明会

日時：11月27日(金) 12時～

内容：開催までの運営スケジュール、展示装飾に関する諸注意、出展細則・各種申込フォームなどの説明、申請方法について。

※説明会動画は、後日アーカイブでも配信します。

●小間位置抽選会

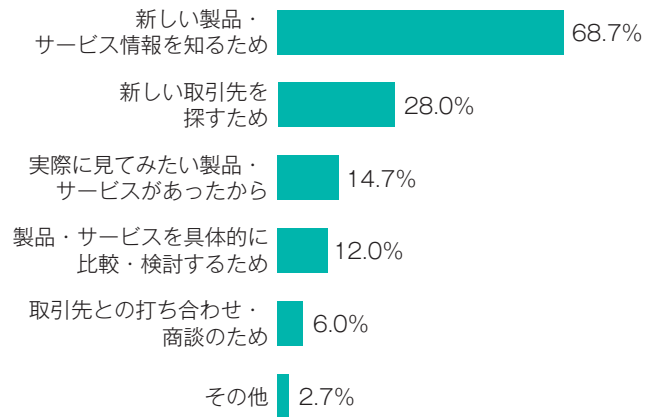
日時：11月27日(金) 午後

小間の配置(会場レイアウト)は、直前にお送りする図面に基づき、当日の抽選にて決定します。**小間位置抽選会を欠席されると、抽選結果後の空きスペースでの出展となりますので必ずご出席ください。**抽選会の開始時間は出展ゾーン・小間数により異なります。詳しくは11月中旬に出展担当者に電子メールでご連絡させていただきます。

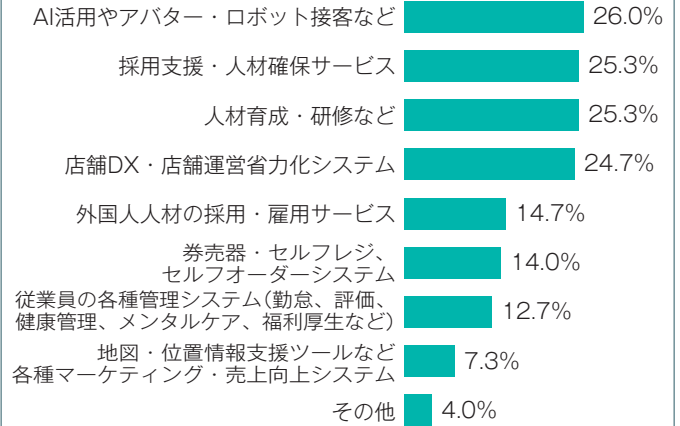
前回(2026年)アンケート

来場者アンケート(回答数150)

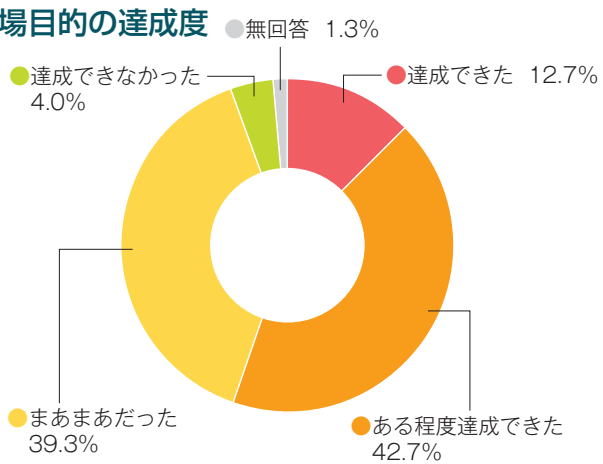
本展に来場した目的(複数回答)



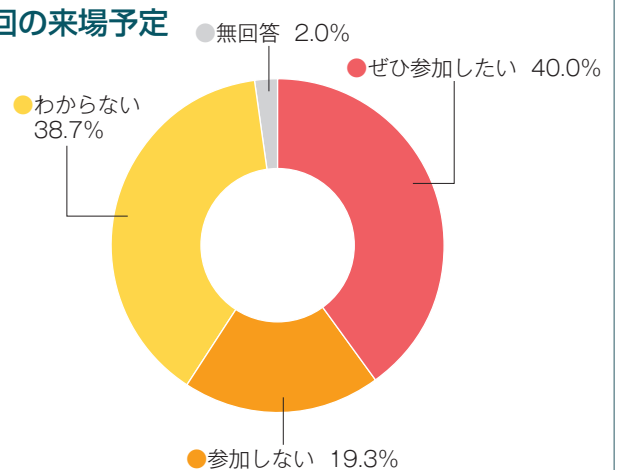
関心のある分野(複数回答)



来場目的の達成度

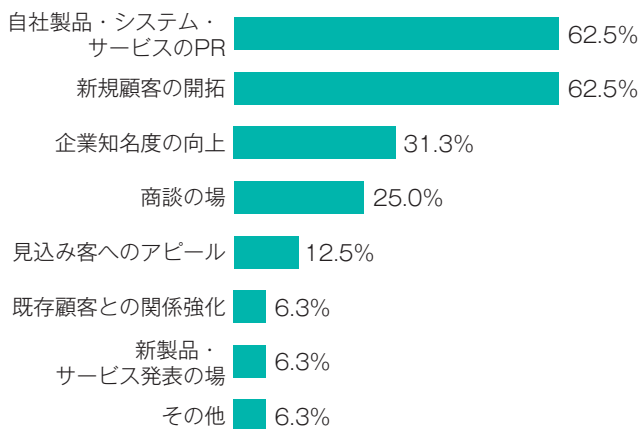


次回の来場予定

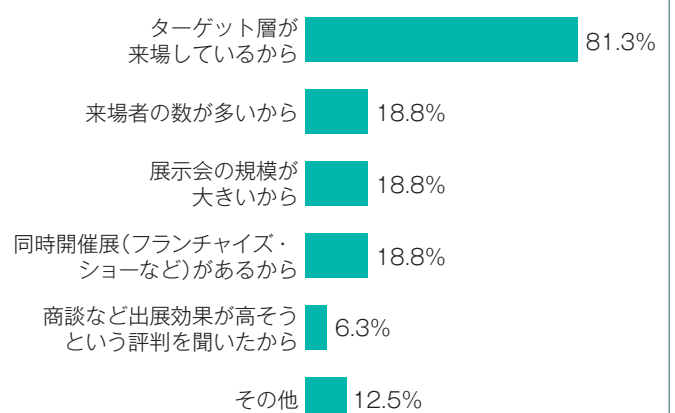


出展者アンケート(回答数16)

本展に出展された目的(複数回答)



本展に出展された理由(複数回答)



本展に関するお問い合わせ

日本経済新聞社 コンテンツデザインユニット イベント事業部「人手不足対策展」担当
 TEL : 03-6256-7355 eメール : fcshow@shopbiz.jp
 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 ウェブサイト : <https://messe.nikkei.co.jp/hr/>

人手不足対策展 出展規約

1. 規約の履行

1. 出展者(共同出展者を含みます。以下同じ)は「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」2027年開催の各展示会(「JAPAN SHOP」建築・建材展「ライティング&家電フェア」「リテールテック JAPAN」「SECURITY SHOW」ビルコム・CONNECT「熱中症対策 EXPO」「フラッシュ・ショー」)「人手不足対策展」「インフラビジネス展」「フロンチャイズ・ショー」大版「リテールテック 大阪」「JAPAN SHOP 大阪」「SECURITY SHOW 大阪」建築・建材展大阪(ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します)に「出展するにあたり、本規約、株式会社日本経済新聞社(以下「主催者」といいます)から提示された「出展のご案内」(出展要項)、「出展者説明会」で配布する「出展細則」提出書類、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類、「電子メール」等の記載内容(これを以下「本規約等」と総称します)を遵守しなければならず、出展者は出展関係者にठी遵守させるものとします。本規約等は、出展に関する全ての条件を設定するものであり、本規約等とは別にかなる契約書類も締結することはできません。

2. 出展者は、その役員・従業員・株主、出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設備・撤去費、展示の運営委託先その他本展示会に関し締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先、再々委託先等を含みますが、主催者を含みません) (以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します)をして、本規約等を遵守させるものとします。

3. 出展者等が本規約等に違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間、開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、主催者と出展者との間の本展示会に関する出展契約(以下「本出展契約」といいます)の解除、小間・展示物・装飾物の撤去、変更の命令、実演方法の変更、中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。出展者はこれに従うものとします。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。本項に基づき本出展契約が解除された場合でも、出展者が支払い済みの出展料金は出展者に返金されず、また出展者が出展料金を支払っていない場合は出展料金の全額を(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合は(広告代理店)に支払わなければなりません。本出展契約の解除により出展料以上の損害が主催者およびその関係者に発生している場合には、主催者は出展者に対して別途損害賠償を請求します。

4. 主催者は、出展申し込みの不受理、本出展契約の解除、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

2. 出展にあたっての諸注意

1. 本展示会への出展は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人、団体などに限定されます。出展者は、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合(以下①～⑨の基準を含みますが、これらに限られません)には、出展申し込みの不受理および本出展契約の解除をすることならびに、出展内容を一部変更させることができます。出展者等は主催者に異議を述べることができません。

① 出展申込書その他の提出書類に記載事項に不備や虚偽の申請などがあつた場合
② 出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
③ 出展者等が第三者の権利(知的財産権、肖像権など)やプライバシーを侵害していると判断される場合
④ 他の出展者等や来場者等から苦情が予想される場合
⑤ 出展者等に法律違反、人権侵害、品質偽造、不正受給、刑事処分、重大な行政処分および行政指導違反等、深刻な不祥事または不品行が発覚したとき
⑥ 出展者等が自らの法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
⑦ 出展者等が【1.0.反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合
⑧ 主催者が開催した過去の展示会で、出展者が出展規約に違反したが、出展取り消しとなったことがある場合
⑨ その他、出展が不適当と主催者が判断する場合

2. 出展者等は、主催者が事前に認めた場合を除き、本展示会の会場内で、代金決済を伴う物品の販売やサービスの提供(以下併せて「即売行為」といいます)を行うことはできません。

3. 共同出展の場合は、出展者は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上で申し込むものとします。例えば、2社で1小間の出展はできません。

4. 主催者は、感染症等の発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域(以下「指定国・地域」といいます)の出展者の出展申し込みを不受理とし、出展者との契約を解除する場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者等の出展または来場においても、主催者の判断で主催者が指定する書類の提出を出展者等に対して求める場合があり、出展者等はこれに従うものとします。

3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い

1. 出展者は、出展申込書を主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を出展者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を出展者に対して電子メールで送信した時点をもって正式な出展申込受理とし、本出展契約が成立するものとします。また、出展者は、本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」製品カタログ「登記事項証明書」など主催者が定める添付資料を主催者が求める方法で提出するものとします。なお、主催者が別途必要添付資料を定める場合があります。主催者が求める資料を主催者が指定する期日までにご提出いただかない場合、出展申し込みを不受理とすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。

2. 本出展契約の成立後、主催者は出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)が出展料金を請求します。出展者は主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)が定める期日までに主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)指定の銀行口座へ振り込むものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに主催者への出展料金の支払いがない場合(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)が主催者への出展料金の支払いがない場合、出展者は本出展契約を解除することができます。この場合、出展者は1-3に基づき出展料金の全額を支払い、損害賠償の義務を負います(出展者が(広告代理店)に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません)。

3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮(会期中の打ち切り)を含みます。以下同じ)または延期する場合があります。主催者による出展者に対する中止の旨の通知が、以下の①～⑥に属するいずれかの日にされた場合、主催者に支払われた出展料金は、当該通知のあった日(属する①～⑥の基準)に基づき、主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)が主催者に対して返金されます(広告代理店を通じてのお申し込みの場合は、主催者は(広告代理店)に返金し、(広告代理店)が出展者に返金します)。⑥の場合は返金しません。

①2026年12月31日(木)まで：出展料金の100%
②2027年1月1日(金)から31日(日)まで：出展料金の80%
③2027年2月1日(月)から28日(日)まで：出展料金の70%
④2027年3月1日(月)から2日(火)まで(搬入・設営期間)：出展料金の50%
⑤2027年3月3日(水)から5日(金)まで(会期中・搬出撤去期間)：出展料金の0%
なお、主催者は、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらかじめ提示します。

4. 出展契約の解約

1. 本出展契約の成立後における、出展者による本出展契約の解約は認められません。出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)を含みます)の事情により、本出展契約の解約を希望する場合、出展者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)を含みます)は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえで、出展者が出展料金を支払っていない場合にはキャンセル料として出展料金の全額を主催者(広告代理店)が出展を取り次ぐ場合には(広告代理店)に対して支払わなければならないとします。また、出展者が出展料金を支払い済みのときは、当該出展料金は、キャンセル料に充当されるものとします。

2. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は、出展者に対して別途損害賠償を請求します。

5. 展示スペースの割り当て

1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定し、出展者はその結果に従うものとします。小間位置抽選会がある展示会における展示スペースについては、そのルールに従って主催者が抽選を行い、出展者はその結果に従うものとします。

2. 出展者は、主催者が定めたまたは小間位置抽選会で決まった展示スペースを譲渡する理由があつても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

3. 前2項にかかわらず、主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または他の出展者による出展キャンセル等があつた場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体的な変更を要することができます。

6. 各種書類の提出

出展者等は、「出展細則」提出書類の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。出展者等がその書類を提出せず、または指定期日までに提出できない場合、主催者またはその関係者から展示計画の変更を求められることや、主催者またはその関係者が提供する各種サービスを利用できないことがあり、出展者等はこれに従うものとします。

7. 展示に関するルールの概要

1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても本出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内での内容にその変更の旨の届出ができない場合もありますのでご注意ください。

2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなど、小間内での内容に生じた場合、すみやかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則」提出書類に規定され、出展者等はこれを守らなければなりません。

4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者等はこれに従うものとします。

5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者等の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者等に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者等はその判断に従うものとします。なお自営体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者等に対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)を行ってはなりません。かかる行為があつたとき主催者が判断した場合、主催者は本出展契約を解除し、次回以降の出展申し込みの不受理をする場合があります。

8. 本展示会の会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

9. 展示会場においては、主催者が認めた報道関係者を除き、写真・動画の撮影を禁止する場合があります。出展者等は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ写真や動画撮影を行うことができます。

10. 展示会場内で酒類の販売や試飲提供はできません。また、酒類のみ展示場に展示する場合は事前に主催者までご連絡ください。

11. その他、本規約等のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等が生じた苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で当該出展者との本出展契約を解除する場合があります。

8. 個人情報取り扱い

1. 出展者は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合は、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の提供を受ける来場者から「同意」を取らなければなりません。

2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。

3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争が生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に際し、主催者は一切の責を負いません。

4. 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。

5. 第1項に基づき、出展者が個人情報取得する場合、そのデータを本展示会のシステムにアップロードした際、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録され、出展者は当該来場者の個人情報を主催者から提供を受けることができます。ただし、当該記録(データ)は、出展者による来場者対応および営業活動のための利用に限られるものとします。出展者は当該目的の範囲を超えて利用してはなりません。なお、出展者は技術的な要因による他の事由により、QRコードの読み取りができない場合または読み取りデータが消失した場合等により、当該記録を提供できない場合があります。また、主催者は来訪記録を来場者向けサービス等に利用します。

6. 出展者が来場者に対し、来場者登録時において、当該個人情報から本展示会のシステムを通じて参加証から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者が発行する参加証においてQRコードを利用して来訪記録の出展者に対する提供について説明しています。

7. 出展者が個人情報保護法第28条第1項に定める「外国にある第三者」である場合、個人情報保護法に従って主催者が来場者に対して行う外国移転先に関する情報提供について、出展者は主催者に協力しなければなりません。

8. 出展者が来場者の個人情報を個人情報保護法第28条第1項の「外国にある第三者」に提供する場合、出展者の責任において個人情報保護法が要請する必要な措置を取る必要があります。

9. 損害賠償責任

1. 主催者はいかなる場合においても、出展者等が展示スペース、印刷物および本展示会のウェブサイトを使用することによって出展者等または第三者が生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害(前条で定める個人情報および来訪データを取得できない場合または主催者から提供されない場合を含む)に対し、一切の責を負いません。

2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

3. 出展された製品・サービスについて他の出展者等や第三者との紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者等は費用と責任において、これを解決、処理し、主催者は一切迷惑をかけるものとしません。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならぬものとします。

4. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由による会期の変更・短縮、および開催中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

5. 主催者の責により本展示会が会期中の変更・短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し損失賠償を除く損害について賠償責任を負いません。ただし、損害賠償(返金する出展料金を含む)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

6. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

7. 搬入期間を含む開催期間中、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等による生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者等との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

10. 反社会的勢力の排除

1. 出展者は、出展者等が現在反社会的勢力(以下の①～⑥に掲げる者および団体をいう)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

①「無差別大量殺人行為を行った団体の規制」に関する法律に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
②組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等処罰を行つておこなっている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらに属する者
④総務省、社会運動機構、政治活動標榜団体、特殊能力集団などの団体が個人
⑤暴力、威力、脅迫的言動および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥①～⑥のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」といいます)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体
2. 出展者は、出展者等が前項に違反した場合、本出展契約を解除することができます。すでに受領した出展料金を返金せず、また当該違反によって出展者等に生じた損害も賠償しません。

11. その他

1. 本規約等および本出展契約に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするに同意するものとします。

2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。